

# えすぽあ

espoir (エスポアル) = フランス語で「希望」

No.56  
2024.3

「男女がともにさんさんと輝けるまち 津山」の実現をめざして…

えすぽあ  
インタビュー

山本 康世さん

NPO法人オリーブの家  
特別顧問

DV・虐待被害者やひとり親家庭の自立支援活動を行うNPO法人オリーブの家を設立、現在は特別顧問として活動をされている山本康世さんにお話を伺いました。

オリーブの家の紹介をお願いします。

設立のきっかけは2011年の東日本大震災にさかのぼります。心理カウンセラーとして被災者の心のケアに関わるなかで、震災によりシングルマザーとなった家族と出会いました。その家族はみんな一緒に避難することを望んでいましたが、女性1人であれば入れるシエルターがあっても、子どもと一緒にいる場所がありませんでした。どうにかしたいと思い、最初は自宅の空き部屋を使ってもらい、その後住宅をご寄付いただきましたので、家族でも避難できるシエルターとして運営を始めました。DVでの被害はどのようなものが多いですか

殴る等の身体的な暴力より、多いのは精神的な暴力、また増加傾向にあるのはお金を渡さないなどの金銭的暴力だと感じています。DVの相談を受けていると、離婚となる場合もあるのですが、子ども



の養育費を受け取れるケースが非常に少ないです。

オリーブの家ではこういった支援をおこなっていますが

一つはシエルターの運営です。シエルターはシェアハウス型とアパート型があり、相談者の方としっかり話をし、その人に合った支援ができるよう考えています。もう一つはカウンセリングです。電話やメールの他にSNSでの相談も受け付けています。DVの相談のなかには避難だけではなく、関係の再構築を望む相談もあります。そういった場合にはカップルカウンセリングやファミリーカウンセリングも行つ場合があります。相談者の思いを丁寧に聴き、行政機関や他の支援機関につなぐ方が適切な場合は引継ぎを行い、相談者の希望に沿って切れ目なくサポートすることを心がけています。

改正が予定されているDV防止法<sup>(※1)</sup>についてどのように感じていますか

今回のDV防止法の改正は保護命令<sup>(※2)</sup>の強化に重点が置かれているように感じますが、避難の支援

だけを行っておけばよいというものではありません。追いかけて暴力をふるう、ストーリーカー化するなどの可能性がある場合はそういった支援が必要です。

一方で子どもを含めた将来を考えた時には離婚・避難が最適な解決法とは言えない場合もあります。また、DVを加えた人に教育等を行う、いわゆる加害者プログラム<sup>(※3)</sup>の充実も必要だと感じます。DV被害者を避難させることはもちろん大切なことなのですが、DVを加えた人に対してもアプローチができないと、また新たな被害者がうまれる恐れがあります。そもそもDVをする側にも無自覚な場合があり、DVを行っている、相手が嫌だと感じているということに気づけばそのDVをなくし、幸せに暮らしていける場合もあると思います。

DVのなかには特定の誰かが悪いのではなく、暮らしの中でのちよつとしたすれ違いや考え方の違いが原因で起こることもあります。加害者・被害者と分けて考えるのではなく、双方や家庭の間に入ってそのすれ違いを解決に導けるような支援が必要ではないかと考えています。

今悩みを抱えている人にメッセージをお願いします

オリーブの家では、相談者がいつか自立していけることを目指して活動しています。スタッフも相

談者の悩みに一緒になって向き合い、少しでも負担を軽くできたときに喜びを感じて活動をしています。

とにかく1人で抱え込まず、誰かに相談してください。相談先は知人や、行政の相談窓口などいろいろあります。抱える悩みの原因は複雑に絡み合っていることも多いでしょう。スムーズにあなたにぴったりの相談窓口にたどり着かないかもしれません。それでも、あなたの問題を解決に導いてくれる相談窓口は必ずあります。誰もわかつてはくれないと諦めたり、ためらったりせずに相談を続けてほしいです。

まだまだ自分の悩みを相談することに抵抗がある人も多い気がします。相談窓口がもっと皆さんにとって身近になり、気軽に相談できる社会になってほしいと思っています。

(※1) DV防止法……「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため制定された。令和6年4月1日に改正法が施行され、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化などが盛り込まれた。

(※2) 保護命令……DVを受けた被害者が、裁判所に申し立てることにより加害者に対して発せられる命令。

つきまといや住居・勤務先等への接近を禁止する接近禁止命令や電話等を禁止する電話等禁止命令等がある。

# 『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』が施行されます

これまで、女性の支援については、主に昭和31年に制定された売春防止法を根拠法として行われてきましたが、昨今の女性を巡る課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。このため、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意志が尊重され、問題に最適な支援を受けられるようにすることで、女性の福祉が増進され多様な支援を包括的に提供できる体制を整備し、人権の擁護を図り男女平等を実現するため、上記法律が施行されます。

## 何が 変わる の ?

- 「売春防止法」では「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的でしたが、本法では「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定しました。
- 民間団体との協働という視点が取り入れられました。
- 都道府県に基本計画の策定が義務付けられました。（市町村は努力義務）

DVに限らず、家庭での悩み、近所や職場での人間関係の悩み、その他相談できない悩みを抱えていらっしゃる方は、「津山配偶者暴力相談支援センター」までご相談ください。相談は無料です。

津山配偶者暴力相談支援センター 電話：0868-31-2552  
開館時間 10時～18時（火曜日を除く平日）・10時～17時（土・日曜日）  
休館日 火曜日・祝日・年末年始



# 『人権を考える市民のつどい』を開催しました



講演する仲岡さん

令和5年11月26日（日）に、人権を考える市民のつどいをグリーンヒルズ津山リージョンセンターにて開催しました。

ひとふれあいメッセージ及び人権ポスター優秀作品の表彰式に引き続いて、「多様な性と生き方の尊重～LGBTの生きづらさと、あなたの生きづらさ」と題して、仲岡しゅん氏による講演を行いました。

仲岡しゅん氏は、男性として生まれ、

現在は女性弁護士として大阪弁護士会に所属して活動をされています。

講演では、「LGBT」について解説いただいた後、自身の実体験をもとに抱えてきた悩みや、感じてきた男女の不平等について、お話いただきました。

参加いただいた方からは「男とか女とか関係なく個性を尊重することの大切さを学ぶことができた」という声が聞かれました。

以上アルファベットの頭文字をとったもので、性的少数者を表す総称のひとつとして使われています。LGBT理解増進法の成立を受け、すべての人が、性的少数者に対する理解を深め、お互いに尊重しあって生活していく地域共生社会の実現を目指しています。

**T**  
トランスジェンダー  
身体的性別と性自認が違う

**B**  
バイセクシュアル  
性的指向が男性にも女性にも向く

**G**  
ゲイ  
性自認が男性で性的指向が男性

**L**  
レズビアン  
性自認が女性で性的指向が女性

**LGBT**  
とは？

# 知っていますか？ 育児休業制度について

男性の育児休業の取得促進や、職場全体の雇用環境整備を進めるため、令和4年10月から制度改定が行われています。ここで改めて、育児に関する休業、また休業中の給付金について解説します。

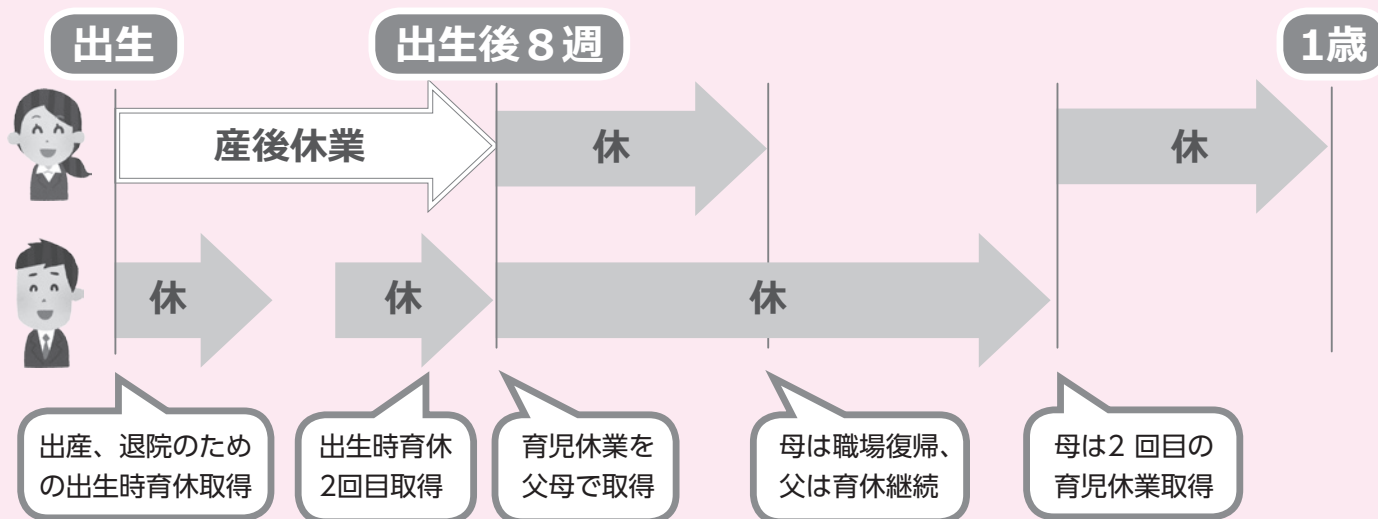
## 育児休業

子が1歳になるまで取得できる休業制度。分割して2回取得することが可能となりました。

## 出生時育児休業 (産後パパ育休)

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。こちらも分割して2回取得可能です。

育児休業は、父・母同時に取得することも、分割取得し交替で取得することも可能です。また、出産直後の時期に父親は必要に応じて出生時育児休業を取得するなど、柔軟な対応も可能です。例をあげると下のようになります。



## 育児休業給付金について

育児休業を取得した方で一定の要件を満たすと、育児休業給付金を受け取ることができます。支給額の金額は下記の計算の通りとなります。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数} \times 67\% \\ (\text{181日目以降は} 50\%)$$

### 支給の要件

- ・ 1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した被保険者であること。
- ・ 休業開始日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あること。
- ・ 支給単位期間中の就業日数が10日以下または就業した時間数が80時間以下であること。
- ・ 養育する子が1歳6か月に達するまでの間に労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

要件の詳しい内容などはハローワーク津山（津山市山下9-6 ☎0868-22-8341）にお問い合わせください。

# さん・さん祭り2023

未来へ！輝くわたしたち

12月2日・3日の2日間、アルネ津山にて『さん・さん祭り2023』を開催しました。さん・さん登録団体による展示・登録団体が企画する学習会・体験会などを実施しました。



体験 臨床美術



学習会の様子



展示の様子



クリスマス交流会

## 「さん・さん」利用案内

男女共同参画センター「さん・さん」は会議室・和室・調理室の貸館を行っていますので、ぜひご利用ください。

**利用可能設備：**会議室・調理室・和室

**開館時間：**10時～19時（土・日は10時～18時）

**休館日：**火曜日・祝日・年末年始



## さん・さん登録団体募集

登録団体として登録することでさん・さんの施設を無料でご利用いただけます。

登録できる団体：男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体、もしくは女性が5人以上かつ半数以上の団体 ※月謝を徴収するなど営利を目的とする場合登録できません